（前のページより続き）

○独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同六三）　三三
○経済産業省組織規則の一部を改正する省令（**経済産業**六六）　三四
○金融庁組織令の一部を改正する政令の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令（**国土交通**七一）　三五
○国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営並びに財務及び会計等に関する省令及び独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令（**環境**一一）　三五

〔法規的告示〕

○個人向け国債の発行等に関する省令第五条に規定する者を定める件の一部を改正する件（**財務**一一三）　三五

〔その他告示〕

○刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の効力発生に関する件（**外務**二五一）　三五
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**一一三三）
○肥料の登録が失効した件（**同**一一三四）　三六
○花巻空港の航空灯火の変更に係る告示について変更を加えた件（**国土交通**一〇三一）　三七
○東京ヘリポートの航空灯火の変更に係る告示について変更を加えた件（**同**一〇三二）

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六〇
特殊法人等
法務省共済組合定款の一部変更、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、日本弁護士連合会裁決関係　一〇六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一〇七
会社その他　一〇七
会社決算公告　一四四

本号で公布された法令のあらまし

◇金融庁組織令の一部を改正する政令（政令第二百四十六号）（金融庁）

第１　金融庁組織令の一部改正

１　次長の設置

次長を設置する。（第二条関係）

２　監督総括審議官の設置

総括審議官を廃止し、監督総括審議官を設置することとし、その所掌事務を規定することとする。（第三条関係）

３　銀行・証券監督局及び資産運用・保険監督局の設置

総合政策局及び監督局を廃止し、銀行・証券監督局及び資産運用・保険監督局を設置することとする。（第五条関係）

４　局に属しない課関係

金融庁に、秘書課、文書課、総合政策課及び国際課を設置し、それらの所掌事務を規定することとする。（第九条～第十三条関係）

５　企画市場局関係

企画市場局に、信用課を設置し、その所掌事務を規定することとする。（第十四条、第十六条関係）

６　銀行・証券監督局関係

銀行・証券監督局に総務課、銀行第一課、銀行第二課、証券課、参事官一人及び検査監理官一人を設置し、それらの所掌事務を規定することとする。（第七条、第十九条～第二十五条関係）

７　資産運用・保険監督局関係

資産運用・保険監督局に総務課、資産運用課、保険課、郵政金融課、資金決済課、暗号資産・ステーブルコイン課及び参事官二人を設置し、それらの所掌事務を規定することとする。（第八条、第二十六条～第三十三条関係）

８　その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

第２　その他関係政令の一部改正

その他関係政令について、所要の規定の整備を行うこととする。

第３　施行期日

この政令は、令和八年八月七日から施行することとする。（附則第一条関係）

◇経済産業省組織令の一部を改正する政令（政令第二百四十七号）（経済産業省）

１　経済産業省組織令の一部改正

⑴　製造産業局及び商務情報政策局の所掌事務を変更する。（第八条、第九条関係）

⑵　製造産業局産業機械課の所掌事務を変更する。（第七十四条関係）

⑶　商務情報政策局において情報技術利用促進課を廃止し、情報処理システム開発・ロボット課を設置する。（第八十条、第八十四条関係）

⑷　商務情報政策局情報経済課及び情報産業課の所掌事務を変更する。（第八十二条、第八十五条関係）

⑸　その他所要の改正を行う。

２　施行期日

この政令は、令和八年八月五日から施行する。（附則関係）

◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二百四十八号）（環境省）

１　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部改正

⑴　外来生物の種として、Lepomis属（ブルーギル属）十二種、Maccullochella peelii（マーレーコッド）、Macquaria ambigua（ゴールデンパーチ）、Coreoperca属（オヤニラミ属）に属する種のうちCoreoperca kawamebari（オヤニラミ）以外のものを追加する。（別表第一関係）

⑵　別表第一の「たてがみとかげ科」を「イグアナ科」に、「イクタルルス科」の表記を「アメリカなまず科」に変更する。（別表第一関係）

⑶　交雑することにより生じた生物として、Lepomis属（ブルーギル属）に属する種間の交雑により生じた生物を追加する。（別表第二関係）